

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 一般競争入札(第4条—第15条)
- 第3章 指名競争入札(第16条—第19条)
- 第4章 隨意契約(第20条・第21条)
- 第5章 契約の締結(第22条—第24条)
- 第6章 契約の履行(第25条—第39条)

附則

　　第1章 総則

　　(趣旨)

第1条 松江市を当事者とする建設工事に関する契約については、他の法令に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

　　(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (2) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 建設業者 建設業法第3条の規定により許可を受けた建設業者をいう。
- (4) 財務規則 松江市財務規則(平成17年松江市規則第47号)をいう。

　　(請負契約の相手方の資格)

第3条 建設工事の請負契約の相手方は、建設業者でなければならない。ただし、市長が建設業者以外の者を当該契約の相手方とする必要があると認めるときは、この限りでない。

　　第2章 一般競争入札

　　(公告)

第4条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも20日前までに新聞への掲載、掲示その他の方法で次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要するときは、5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項及び設計書、仕様書、図面その他必要な事項を示す場所及び日時
- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (4) 入札場所及び日時
- (5) 入札の資格及び入札に参加する資格を有することについて市長の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) 最低制限価格を設けることになっているものについてはその旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

　　(資格の確認)

第5条 一般競争入札を行うときは、入札に加わろうとする者について入札参加に必要な資格を確認しなければならない。

　　(入札)

第6条 入札者は、入札書1通を作成してこれを封じ、所定の日時までに、所定の場所に提出しなければならない。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、あらかじめ委任状を提出しておかなければならぬ。

2 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一事項について同時に他の入札者の代理人となることはできない。
(電子入札)

第6条の2 入札者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、所定の日時までに、市の使用に係る電子計算機に到達させる方法(以下「電子入札」という。)により入札することができる。

2 前項の入札金額その他所定の情報は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該電子計算機に到達したものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、電子入札の方法については、市長が別に定める。

　　(入札保証金)

第7条 政令第167条の7第1項の規定による入札保証金については、財務規則第52条、第52条の2及び第62条に定めるところによる。

　　(入札執行の取りやめ)

第8条 一般競争入札を執行するに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取りやめることができる。

(予定価格)

第9条 一般競争入札に付そうとするときは、その設計書、仕様書等によってあらかじめ予定価格を定め、封書にして開札の場所に置かなければならない。

2 前項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する工事の価格の総額について定めるものとする。ただし、契約の性質により総額について定めることが困難なものにあっては、単価について定めることができる。
(最低制限価格)

第10条 一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、最低制限価格を定めることができる。

2 前項に規定する最低制限価格は、金額をもって定めるものとする。

3 前条の規定は、前2項に規定する最低制限価格について準用する。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格、入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が不正の利益を得るため連合して入札したとき。
- (3) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札書に記載した金額その他重要な文字が誤脱しているとき、又は不明なとき。

(再度入札)

第12条 政令第167条の8第4項の規定による再度入札をする場合においては、前の入札をした者以外の者を参加させてはならない。

(落札の通知)

第13条 落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に通知するものとする。

(契約締結の期間)

第14条 落札者は、前条の規定による落札の通知を受けた日から7日以内(松江市の休日を定める条例(平成17年松江市条例第2号)第1条第1項に規定する日を除く。)に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。この場合において、他の入札者をもって落札者とすることはできない。

(再度公告入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、再度第4条の規定による公告をし、入札に付さなければならぬ。

- (1) 一般競争入札に付し入札者がないとき、又は再度入札に付し落札者がないとき。ただし、再度入札において落札者がない場合において最低額の入札者と当該競争の予定価格の範囲内の価格をもって随意契約を締結することができるときは除く。
- (2) 当該落札者が前条第1項に規定する期間内に契約を締結しないとき。

第3章 指名競争入札

(入札参加資格者名簿の作成)

第16条 指名競争入札に加わろうとする者は、あらかじめ工事の請負実績、従業員の数その他経営の規模及び状況を明らかにした松江市建設工事入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の松江市建設工事入札参加資格審査申請書を受理したときは、これに基づき、契約の種類及び履行能力別に入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 入札参加資格の有効期間は、別に定める。

(指名競争参加者の指定)

第17条 指名競争入札に付するときは、契約の種類及び目的並びに金額に応じ入札参加資格者名簿に登載した者うちから競争に参加する者となるべく3人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指定したときは、当該入札者に対し、第4条各号に規定するもののうち必要な事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第6条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(再度指名入札)

第19条 指名競争入札に付した場合において、第15条各号のいずれかに該当するときは、再度、第17条に規定する手続をし、指名競争入札に付さなければならない。

第4章 隨意契約

(予定価格)

第20条 隨意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、当該工事が50万円未満のものにあっては設計額をもって予定価格とすることができます。

(見積書)

第21条 隨意契約により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

2 次の各号に掲げる契約について、前項の規定による見積書を徴することが困難なときは、当該各号に掲げる書類をもって見積書に代えることができる。

(1) 緊急を要する場合の契約 契約相手方の工事費明細書

(2) 官公署を相手方とする契約 当該官公署の発行した価格表示の書類

第5章 契約の締結

(契約書)

第22条 契約を締結しようとするときは、工事名、工事場所、工期、請負金額、契約保証金、対価の支払時期及び方法、危険負担、契約不適合責任その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定による契約書の標準となるべき書式は、別に定める。

(契約保証金)

第23条 政令第167条の16第1項の規定による契約保証金については、財務規則第60条から第62条までに定めるところによる。

(仮契約の締結)

第24条 松江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年松江市条例第56号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

第6章 契約の履行

(着工の日)

第25条 契約の相手方が当該契約の工事に着手すべき日は、松江市議会の議決を要する場合その他特に期日を指定した場合を除き、すべて当該契約の日の翌日とする。

(監督)

第26条 契約に係る工事を主管する課若しくは事務所の長(以下「主管課長」という。)又は主管課長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、設計図書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、契約の履行について立会、工程の管理、履行途中における工事に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によって特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

4 監督職員は、監督の結果について隨時上司に報告しなければならない。

(前金払)

第27条 市長が必要と認めるときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事の経費については、契約の相手方の申請により特約を定めて契約金額の10分の4以内の額の前金払をすることができる。

2 前項の前金払をした公共工事のうち工事1件の契約金額が500万円以上の工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものに要する経費については、既にした前金払に追加して契約金額の10分の2以内の額の前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 履行に数年度を要する工事で継続費をもって支出するものその他契約金額の全額について前2項の規定を適用することが適当でないと認められる工事に係る経費については、前2項の規定にかかわらず、当該工事の工程により当該年度において前金払をする額を定めることができる。

(部分払)

第28条 契約により、工事の完了前に代価の一部を支払うときの限度額は、当該工事の既済部分に対する対価の10分の9以内(その性質上可分であらかじめ市長が可分部分として指定したものに係る工事が完了したときは、その完了した可分部分に対する対価に相当する額以内)の額とする。

2 前条の規定による前払金を受けた者に対し、前項の規定による支払をするときは、前項の規定により算定した金額から前払金支払額に当該既済部分の全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額をもってその支払額とする。

(履行検査)

第29条 契約に係る工事を主管する部長(以下「主管部長」という。)は、契約の相手方から履行(前条第1項の規定による部分払を行うときの一部履行を含む。以下この条において同じ。)の提供の通知を受けたときは、速やか

に工事検査通知書兼検査命令書(様式第1号)により、財政部長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により主管部長から通知を受けた財政部長は、契約の相手方からの履行の提供の通知を受理した日から14日以内(以下「検査期間内」という。)に、履行の確認のための検査を工事検査通知書兼検査命令書により検査官に命じて行わせなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、主管部長は、検査期間内に他の職員(契約に係る工事を主管する係の職員を除く。以下第7項において同じ。)に命じて検査を行わせることができる。
(1) 当初契約金額250万円未満の工事の竣工検査
(2) 電気設備、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備及び換気設備に係る工事の検査
- 4 工事の検査を行う者は、契約書、設計図書その他関係書類により、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして厳正に検査を行わなければならない。
- 5 工事の検査を行った者は、主管部長に当該検査の結果を請負工事竣工検査復命書(様式第2号)により復命するものとする。ただし、当初契約金額50万円未満の工事については、当該工事に係る請求書又は支出調書に工事検査済年月日を記入し、証印をしてこれに代えることができる。
- 6 工事の検査を行った結果、当該工事の施工が契約の内容に適合すると認めるときは、当該工事の契約相手方に竣工検査済書(様式第3号)を交付しなければならない。
- 7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、当初契約金額50万円未満の工事の竣工検査については、主管課長が検査期間内に他の職員に命じて行わせることができる。
(手直し工事)

第30条 工事検査を行った者は、その検査の結果、契約書等と相違する部分を認めたときは、主管部長にその旨報告しなければならない。

- 2 主管部長は、前項の報告を受けたときは、工事手直し通知書(様式第4号)により工事の手直しその他必要な措置をとるよう当該契約者に対し指示しなければならない。
(監督又は検査の委託)

第31条 第26条及び第29条に規定する監督又は履行検査は、職員以外の者に委託して行わせることができる。

(代価の支払)

第32条 契約代金又は出来形に係る代金は、請負工事竣工検査復命書又はこれに代わるものとして検査を行った者が検査済の証印をした書類に基づかなければ支払をしてはならない。

(建物についての火災保険)

第33条 第28条第1項の規定により部分払に関する約定をする場合において、部分払の対象となる工事に係るもののが、その性質上火災保険契約の目的となり得るものであるときは、これに火災保険を付し、かつ、当該証書を市に提示する旨を約定させなければならない。

(履行期間の延長)

第34条 天災その他やむを得ない理由により当該契約に定めた履行期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約の相手方の申出により履行期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。
(名称、名義、所在地等の変更の届出)

第35条 法人又は法人以外の団体とその代表者名義をもって契約した場合において、その名称、事務所の所在地、代表者に変更があったときは、その代表者は、当該変更に係る登記事項証明書その他これを証する書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(損害金)

第36条 契約の相手方の責任に帰すべき理由により契約期間内に工事を完成することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、市長は、契約の相手方から損害金を徴収して契約期間を延長することができる旨約定しなければならない。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第37条 次の各号のいづれかに該当するときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる旨を約定しなければならない。

- (1) 契約の相手方が市長の承認を得ないで債務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせ、債権を譲渡し、又は目的物を転貸したとき。
- (2) 契約の相手方が正当な理由によらないで契約期限又は契約期限経過後相当の期間内に工事完成の見込みがないとき。
- (3) 契約の相手方が正当な理由によらないで、履行を中止したとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が監督職員、検査官その他の職員(委託を受けて監督又は検査を行う者を含む。)の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為をしたとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約に違反したとき。
- (6) 契約の相手方が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- (7) 契約の相手方が無能力者となり、失踪し、死亡し、若しくは破産し、又はその資産、信用状態等が著しく低下したとき。
- (8) 松江市の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、理由その他必要な事項を当該契約の相手方に通知するものとし、その既済部分に対しては、第29条に規定する履行検査の上相当と認める金額を支払うものとする。
(違約金)

第38条 前条第1項第1号から第7号までの規定により契約を解除した場合においては、契約の相手方は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない旨約定しなければならない。

(契約の変更等)

第39条 設計変更その他やむを得ない理由があるときは、履行を中止させ、又は契約の一部を変更することがある旨を約定しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年5月23日松江市規則第287号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日松江市規則第54号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年5月30日松江市規則第42号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日松江市規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日松江市規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日松江市規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日松江市規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日松江市規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日松江市規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月4日松江市規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日松江市規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日松江市規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日松江市規則第26号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日松江市規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日松江市規則第75号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号(第29条関係)

年 月 日

主管部長 様

主管部長
(工事主管課)
(公印省略)

工事検査通知書兼検査命令書

記

契約番号			
検査回次			
検査希望日		検索区分	
工事名			
工事場所			
工期			
基準日又は完成日			
請負金額	(うち消費税及び地方消費税の額	円)	出来形比率
受注者			
監督職員職氏名			
管理番号			
備考			

上記の工事の検査を命じます。

命令者	主管部長	検査を行う者の職氏名		命合	年 月 日
				年 月 日	
				検査年月日	年 月 日

様式第2号(第29条関係)

(その1)

請負工事竣工検査復命書			
年　月　日			
松江市長 氏名様			
検査職員 所属課 職氏名			
検査の結果下記のとおりありましたから復命します。			
検　　査　　調　　書			
工　　事　　名			
契　約　番　号		検　查　回　次	
工　事　場　所			
受　注　者			
契　約　締　結　日	年　月　日	工　事　監　督　員 職　氏　名	
着　手　日	年　月　日		
完　成　期　限	年　月　日		
基　準　日　又　は 完　成　日	年　月　日		
検　查　日	年　月　日		
設計金額(税込) (A)		主任技術者氏名	
設計出来形金額 (税込) (B)		監理技術者氏名	
出来形比率 (B)/(A)=(C)		市側立会人 職　氏　名	
請負金額(税込) (D)		受注者立会人 職　氏　名	
請負出来形金額 (税込) (D)×(C)		立　会　人 職　氏　名	
評　定　点			

(その2)

手直し工事完了検査復命書			
年　月　日			
松江市長　氏　名　様			
検査職員　所属課			
職氏名　㊞			
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。			
記			
検　　査　　調　　書			
工　事　名			
工　事　場　所	町	受　注　者　氏　名	
設　計　金　額		手直し工事指示 検査職員職氏名	
請　負　金　額		手直し工事期限	年　月　日
手　直　し　工　事 指　示　年　月　日	年　月　日	手直し工事検査 年　月　日	年　月　日
手　直　し　工　事 完　了　年　月　日	年　月　日	監督職員職氏名	
市　側　立　会　者 職　氏　名		受　注　側　立　会　者	
手　直　し　工　事　指　示　事　項	検　查　の　結　果		

(その3)

請負工事出来形検査復命書			
年　月　日			
松江市長　氏　名　様			
検査職員　所属課 職氏名　㊞			
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。			
検　　査　　調　　書			
工　事　名			
契　約　番　号		検　查　回　次	
工　事　場　所			
受　注　者			
契　約　締　結　日	年　月　日	工　事　監　督　員 職　氏　名	
着　手　日	年　月　日		
完　成　期　限	年　月　日		
基　準　日　又　は 完　成　日	年　月　日		
検　査　日	年　月　日	現場代理人氏名	
設計金額(税込) (A)		主任技術者氏名	
設計出来形金額 (税込)　(B)		監理技術者氏名	
出来形比率 (B)/(A)=(C)		市側立会人 職　氏　名	
請負金額(税込) (D)		受注者立会 人　職　氏　名	
請負出来形金額 (税込)　(D) × (　　C　　)		立　会　人 職　氏　名	
評　定　点			

(その4)

請負工事中間検査復命書

年　月　日

松江市長 氏名様

検査職員 所属課
職氏名

㊞

検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。

検　　査　　調　　書			
工　事　名			
契　約　番　号		検　查　回　次	
工　事　場　所			
受　注　者			
契　約　締　結　日	年　月　日	工　事　監　督　員 職　氏　名	
着　手　日	年　月　日		
完　成　期　限	年　月　日		
基　準　日　又　は 完　成　日	年　月　日		
検　査　日	年　月　日	現場代理人氏名	
設計金額(税込) (A)		主任技術者氏名	
設計出来形金額 (税込) (B)		監理技術者氏名	
出来形比率 (B) / (A) = (C)		市側立会人 職　氏　名	
請負金額(税込) (D)		受注者立会 人　職　氏　名	
請負出来形金額 (税込) (D) × (C)		立　会　人 職　氏　名	
評　定　点			

(その5)

請負工事部分引渡し検査復命書			
年　月　日			
松江市長　氏　名　様			
検査職員　所属課 職氏名　㊞			
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。			
検　　査　　調　　書			
工　事　名			
契　約　番　号		検　查　回　次	
工　事　場　所			
受　注　者			
契　約　締　結　日	年　月　日	工　事　監　督　員 職　氏　名	
着　手　日	年　月　日		
完　成　期　限	年　月　日		
基　準　日　又　は 完　成　日	年　月　日		
検　查　日	年　月　日	現場代理人氏名	
設計金額(税込) (A)		主任技術者氏名	
設計出来形金額 (税込)　(B)		監理技術者氏名	
出来形比率 (B)/(A)=(C)		市側立会人 職　氏　名	
請負金額(税込) (D)		受注者立会人 職　氏　名	
請負出来形金額 (税込)　(D)× (　C　)		立　会　人 職　氏　名	
評　定　点			

様式第3号(第29条関係)

竣工検査済書

年 月 日

受注者

様

松江市長 氏名 印

下記の工事は検査の結果、竣工していることを認める。

記

契約番号		検査回次	
工事名			
工事場所			
完成年月日			
検査年月日			
備考			

様式第4号(第30条関係)

工事手直し通知書

工事名		工事場所	松江市 町
請負金額	円	検査年月日	年 月 日
手直し工事 期 限	年 月 日		
市側立会者 職 氏 名		受注者側 立会者	
手直し工事 指 示 事 項			
備 考			
上記のとおり措置されるよう通知します。			
年 月 日			
主管部長 氏 名 団			
受注者 様			